

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780033

研究課題名(和文) 企業倒産事案における解雇規制と裁判所の権限分配に関する比較法的研究

研究課題名(英文) Study on the limitation of dismissal and the range of authority of courts in case of insolvency of the enterprises

研究代表者

戸谷 義治 (TOYA, Yoshiharu)

琉球大学・法文学部・准教授

研究者番号：10643281

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)： 今回の科研費の助成を受けた研究期間を通じて、企業倒産(特に再建型倒産)において人員整理のために解雇が行われた場合の、倒産手続を担当する裁判所(倒産裁判所)と解雇事件を担当する裁判所(解雇事件裁判所)との権限分配、すなわち人員整理(企業規模縮小)を含む再建計画似対する倒産裁判所の許可・認可が解雇事件裁判所の判断を拘束するか否かについて検討を進めた。

フランス法との比較を通じた研究によって、労働者(集団)と債権者を中心とする他の利害関係者との利害調整制度が十分に整備されない中においては、労働者の利害を必ずしも反映していない倒産裁判所の判断が解雇事件裁判所の判断に影響するとは言えないことを示した。

研究成果の概要(英文)： This study aided by the Grants-in-Aid for Scientific Research is on the question of the range of authority of 2 kinds of courts involved in the dismissal due to reorganization in case of insolvency of the enterprises, i.e. if the decision of the court in charge of bankruptcy affairs permitting the dismissal had any legal influences on the judgement of the court of labour affairs.

With comparing with the French law, it was revealed that the decision of the bankruptcy court who is not based on the suffice system of negotiation between the labourers and other persons concerned, especially creditors, enough to reflect the interest of employees must not have any influence on the decision of labour court.

研究分野：社会法学

キーワード：労働法 倒産労働法 裁判所 フランス 解雇 整理解雇 再建計画 管財人

1. 研究開始当初の背景

これまで、企業倒産時の労働関係を規律する法理に関する研究については、その必要性が指摘されながらも、労働法、倒産法、さらには民事一般法と言った諸法分野の谷間にあって、議論が進展しない状況が続いてきた(谷口安平「倒産処理法」(現代法学全集33巻、筑摩書房・昭和60年)193頁)。しかし、最近では倒産事案の増加と言った社会情勢や、和議法に代わる民事再生法の制定をはじめとする倒産法制改革が完成を見てから一定の期間を経てその運用が蓄積されてきたことなどとも相俟って、企業倒産時における労働契約関係や集団的労使関係の変動、また未払いとなった賃金等の労働債権の保護などについて、法解釈学的にも比較法学的にも様々な研究が行われるようになってきたと言える(池田悠「再建型倒産手続における労働法規の適用(1)~(5)」(法学協会雑誌128巻3号、同8~11号)など)。

そうした中で、研究代表者も企業倒産時の労働関係法理を主たる研究対象とし、いくつかの論攷や学会報告等の中で発表してきたところである。これまで、研究代表者が明らかにしようとしてきたところは、まず倒産手続の開始によって破産管財人や更生管財人といった新たな主体が登場することにより我が国実定法上、労働者と使用者との法律関係がどのように変動するのかであった。我が国の民事一般法、倒産諸法、及び労働諸法はいずれもその制定時期や中心的な立法目的が異なる中で制定されているために企業倒産時の労働関係の処理に対しては必ずしも整合的でない部分が多い中で、管財人は労働関係に対してどのような権限・権利を取得するのか、その権限・権利に対して通常時の労働法的規律はどの程度適用可能であるのかを一定程度明らかにできたものと考えている。

さらに、フランスを比較対象国として企業倒産時の労働関係を規律する法理を検討し、日本労働法学会大会等で報告を行っているところであるが、この研究の中で、企業倒産時の労働関係法理を明らかにするためには、それまでの実体的な権利義務関係の変動に着目するだけでは不十分であり、倒産処理を担当する裁判所(倒産裁判所)における手続が、その後の労働事件を担当する裁判所(労働事件裁判所)における手続に法律上、もしくは事実上どのような影響を及ぼすのか、若しくは及ぼさないのかを検討することが必要不可欠であることが明らかとなった。すなわち、倒産裁判所と労働事件裁判所との権限配分、役割分担の問題であり、上記学会報告やその後の論文で検討したところでは、フランスにおいては倒産裁判所たる商事裁判所は包括的にどのような職種の従業員をどの程度の規模で解雇できるかを決定し、それを前提に管理人(我が国における管財人に相当する)が解雇を実施、実際に解雇されてその

解雇に不服のある労働者は労働事件裁判所たる労働審判所に訴えを提起する。そして、商事裁判所による包括的な解雇枠組みについては労働者の代表たる企業委員会または従業員代表のみがこれを争いうるものとし、労働審判所における審理においては原則としてももとの枠組みについて個々の労働者はもはや争い得ないとされていたのである。ただ、その後の議論と判例の変遷により、労働審判所もまた大本の解雇枠組みについてその合理性を審査し、仮に枠組み自体が不合理であれば当然に当該解雇は濫用的解雇として損害賠償を生じさせるという判断をなし得ることとなってきたことについて紹介したところである。

そこで、フランスにおける議論及び判例の変遷を参考にして、我が国における倒産裁判所と労働事件裁判所との権限配分若しくは役割分担を検討が必要となる。研究代表者は当初その手がかりとなるのは、解雇が倒産手続上上の裁判所による許可事項に指定されている場面(民事再生法41条1項10号等)であると考えた。すなわち、そのような場合に再生債務者や管財人が裁判所の許可を受けて解雇を実施するとき、倒産裁判所による解雇の許可が、その後の解雇に関する訴訟においてその濫用性を否定するなどの効果を持ちうるか否かという問題である。

上記のような問題設定のもとに検討を進めたものの未だ明確な結論に至っていなかったところ、平成24年に入り2件の重要な判決(日本航空(運行乗務員整理解雇)事件(東京地裁平成24年3月30日判決、同(客室乗務員整理解雇)事件(同3月31日判決))が出され、倒産裁判所と労働事件裁判所の問題は解雇を裁判所が許可事項に指定するといった場面ではなく、会社更生や民事再生において当然に作成される更生計画(再生計画)その物において事業の縮小が明記された場合に、そのことがその後の解雇訴訟に対して影響を及ぼすのかという形で顕在化した。両判決は、倒産手続下の解雇に整理解雇法理を適用することを鮮明にした上で、解雇の必要性判断を行うにあたっては、まず更生計画の合理性を審査し、当該計画が合理的であってかつ解雇が計画に沿って行われたものであれば、仮にその後更生会社の業績が回復するなどしたとしてもなお、解雇の必要性は存続するものとした。このような考え方を支持する学説も現れている。

2. 研究の目的

我が国においては更生計画を策定し、債権者らが議決する段階で労働者やその代表者がこれに参画し、仮にこれを不当と考える場合に争う手段が存在しない。それにもかかわらず、当該計画を前提に解雇の有効性が判断されることは現状では妥当ではない。しかし、倒産手続においてはそれが再建型倒産であっても、ほとんどの場合には人員削減が不可

避であること、事業の縮小とそれに伴う人員削減規模は予め定めることが可能であり、かつそれを事後的には争い得ないこととするほうが手続を迅速化し全体として経済的であること、債権者らが議決し更に裁判所が認可する更生計画の内容を解雇訴訟において覆しうるとすることは、債権者や他の利害関係人にとって予見可能性を奪いその限りで合理的ではないこと、などを考えれば、包括的に人員削減の規模を定める計画を策定することと、個別の解雇訴訟とを分離し、前者が確定した後は後者においてその有効性を争い得ないものとするにも大いに合理性がある。そこで、労働者の利益保護と手続の迅速・公平性確保にとって合理的な手法がどのようなものなのかを、フランスを比較対象国に明らかにしようとするものである。

本研究は、これまで明確に認識されてこなかった労働法が通常時から着目する労働者の権利・利益の保護と、倒産手続において追求されるべき手続の簡便性・迅速性及び各種債権者らの利益保護とを同時に図るための倒産裁判所と労働事件裁判所の権限配分・役割分担を整序しようとするものである。労働者保護を前面に打ち出すフランス倒産法は従来から注目されてきたものの、同国における裁判所間の権限配分に関する制度設計とその後の判例の変遷はこうした問題を検討するにあたり重要であるにもかかわらずこれまで必ずしも十分に研究されてこなかったと言え、その点で本研究はこれまでの先行研究にはなかった視点を提供するものである。

本研究を通じて、上記2判決によって提起されることとなった、更生計画・再生計画が解雇を含む労働関係の法理の中でどのように位置づけられるのかを明らかにするとともに、包括的な人員削減規模の策定に関する争いと、個々の解雇事件とを分離するフランスの例を更に検討し、必要に応じて立法論的検討を行って、倒産裁判所と労働事件裁判所の権限配分、役割分担を明確にする。これにより、フランスにおける商事裁判所（倒産裁判所）が労働関係に対して有する影響力の変遷及び理論的背景を明らかにするとともに、倒産手続における裁判所間の効率的且つ適正・公正な権限配分の体系的な構築を行い、以て日本法における倒産手続下の解雇に関する解釈論上の問題解決及び制度設計に寄与することを目指すこととした。

3. 研究の方法

まず、日本については、更生計画や再生計画が解雇訴訟に与える影響を考察する上で必要となる、計画の位置づけを明確にする必要がある。これまで、更生計画・再生計画と解雇訴訟との関係が直接的に争われた事例は見当たらないため、労働契約以外の契約類型を視野に入れつつ、基礎理論的な整理を行う。同時に、倒産に至らない状況下における

整理解雇についても、最近の判例動向を踏まえつつ、一定の整理を行う必要があるものと思われる。

また、フランスについては、文献を用いての調査が中心となること、商事裁判所における人員整理計画と労働審判所における訴訟の関係を明らかにする。これまでの研究で、倒産手続が開始されると商事裁判所は管理人を選任し、管理人が主導して債務者の財産状況や経営状況を調査し、再建計画を策定する。再建計画策定までの間に直ちに解雇が必要と判断される場合には、裁判所の許可を得て解雇を実施する。調査の過程で、裁判所は労働者の代表たる企業委員会または従業員代表から意見を聴取し、再建のために解雇が必要であれば人員削減を含む再建計画を管理人が策定し、裁判所がこれを認可する。その際、企業委員会等は、人員削減の範囲や規模について不服があれば、異議を申し立てるとともに通常裁判所でこれを争うことができる。管理人は、当該計画に従って必要な人員を解雇することとなること、実際に解雇退所者となった従業員は個別に労働審判所に訴えを提起して自らの解雇について争うことができることとなる。

個々の従業員の解雇に関する争いに際しては、現行倒産法立法当初は、労働審判所は人員削減を含む再建計画の適法性について審査する権能を有さず、解雇が計画に従って行われたか否か、被解雇者選定にあたって恣意的な取り扱いや差別が存したか否か、企業委員会委員など法律上特に保護され解雇が強く制約される従業員を解雇対象者に選定するなど法令に違背する解雇がなされたか否か、といった諸点について審理し、不当な点があれば濫用的解雇として損害賠償の対象とするに過ぎないと考えられていた。すなわち、商事裁判所は倒産裁判所として包括的・集団的・外形的な基準を定め、労働審判所は労働事件裁判所として商事裁判所の認可した計画を前提にここの被解雇者の事情について審査するという形で、その権限は明確に分離する制度が予定されていたと言える。

しかし、フランスにおいては倒産裁判所と労働事件裁判所の権限を明確に分離していたにもかかわらず、実質的には労働事件裁判所の権限を強化する方向へ動いており、その間の判例の変遷についてはこれまでも一定程度明らかにできたものと考えている。倒産裁判所が包括的・集団的・外形的な基準を作り、その過程で企業委員会や従業員代表といった、従業員の選挙により選任される代表者を関与させることによって労働者側の利益保護を担保するという一見すると極めて合理的とも言える基本的枠組みが、いかなる理論的、実務的、若しくは社会的背景によって、それぞれの裁判所の権限を曖昧にする方向へ変質したのかについては、未だ必ずしも明らかにできていない。

そこで、まず日本法については、判例の分析を進め、これについては下記の通りいくつかの研究会報告を行った。

また、フランス法についても、文献調査を進めるとともに、特に平成28年度において長期にわたって現地調査を行う機会を得たことから、パリ控訴院判事らの協力を得て、フランスにおける実務のあり方等につき調査を行った。

4. 研究成果

本研究の対象は、倒産手続きの中で実施される人員整理において、倒産手続きを担当する裁判所（倒産裁判所）と人員整理が実施された後に労働事件の裁判を担当する裁判所（労働事件裁判所）の権限分配についてである。すなわち、裁判所の権限分配という視点から、企業倒産時における人員整理の適正なあり方と解雇事件裁判における判断要素を示そうとするものであった。これは、上述の平成24年に出された、日本航空整理解雇に関する2つの地裁判決及びその後の控訴審判決で顕在化した、再建計画は解雇訴訟の判断に影響を与えるかという課題を明らかにしようとしたものであり、倒産手続きと労働関係において重要な一部であると言える。そして、企業倒産時の解雇に関する訴訟が多だけでなく、立法上も雇用関係の処理を倒産法制中に定めるなどし、また裁判所間の権限分配について既に一定の議論や判例の変遷が見られるフランスを比較対象に選定した。

フランス法制との比較を通じた上記課題に関する研究の中で、パリでの現地調査、国内外において実務家からの聞き取りを行い、併せて日仏の判例検討を行った。これにより、労働事件裁判所の審査権限が、倒産裁判所の認可を受けた再建計画中の人員整理基準にまで及ぶものであること、すなわち適正な手続に基づいて解雇を許容するような計画が作られていても、そのことが直ちに解雇の必要性を基礎づけるわけではない（倒産裁判所の決定を前提とした効率的な倒産手続の運用が目指されたものの、結果的には労働審判所の権限を必ずしも制限するに至っていない）ことなどについて一定程度明らかにできたものと考えている。

また、日本法については、上記・日本航空各事件についての検討を行い、研究会報告及び論攷の執筆を行った。倒産手続において労働者（労働組合又は過半数代表者）が部分的にでも手続に参加しうる場面を整理するとともに、上述のとおり、倒産裁判所の決定について、解雇事件裁判所においてこれを争い得ない方向の議論も強まっているものの、倒産手続における労働者の利害調整のための制度が必ずしも十分でないことなどから、最終的に解雇事件裁判所が全面的な審査を行うべきことなどについて、一定の基礎付けができたものと考えている。

これらの検討を通じて、下記の通り、日本

労働法学会や東アジア法哲学会等の複数の学会報告を行うとともに、論文を公表することができた。

更に、研究を進める中で（特に利害調整について研究代表者が報告した学会報告（下記学会発表2番）の準備等を通じて）、人員整理が実施された後の裁判所の権限の問題だけではなく、計画（基準）策定段階における労働者（代表者）の参加と、それを通じた労働者と管財人、及び債権者（集団）との利害調整のあり方を明らかにすることが、解雇問題を含めた企業倒産時における労働関係のあり方を明らかにする上で不可欠であると考えるに至った。すなわち、企業倒産に至ると使用者・労働者の二項対立から、債権者らを巻き込んだ対向状態が生じ、なおかつ労働者の利益が債権者等の利益を常に・全面的に凌駕するとも言いきれない。そうであれば、単なる手続参加ではなく、一定の利害調整が必要になる。しかし、現行法制はそうした手続を十全には準備していない。また、労働者の権利保護の観点からは労働事件裁判所が計画の合理性を審査できることが重要であるが、事後的に計画の一部を覆しうると言うことは、それまでの関係者の計画策定に向けた労力を無にし、法的安定性や手続的経済の点から見て必ずしも合理的ではない。そのため、解雇事件の出口である労働事件訴訟だけではなく、入口とも言うべき倒産手続の開始から計画策定までの労働者の位置づけを検討する必要性が明らかとなり、今後につながる検討課題を得ることができた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計14件）

1. 戸谷義治「退職勧奨～下関商業高校事件～」労働判例百選第9版140頁-141頁、2016年、査読無し

2. 道幸哲也・浅野高宏・國武英生・戸谷義治「判例回顧と展望2015・労働法」法律時報88巻6号、154頁-204頁、2016年、査読無し

3. 戸谷義治「企業倒産における関係者の利害調整と労働者」日本労働法学会誌127号56頁-69頁、2016年、査読無し

4. 戸谷義治「就業規則の変更と個別従業員の合意」琉大法学94号21頁-36頁、2016年、査読無し

5. 戸谷義治「日本的解雇與損害賠償」2015法政研究學刊（台湾国立勤益科技大学）153頁-161頁、2015年、査読無し

6. 道幸哲也・浅野高宏・國武英生・戸谷義

治「判例回顧と展望2014・労働法」法律時報 87 巻 6 号 160 頁-190 頁、2015 年、査読無し

7. 戸谷義治「会社更生手続の下で行われた整理解雇の効力～日本航空（客室乗務員）事件～」ジュリスト 1479 号（平成26年度重要判例解説）239 頁-240 頁、2015 年、査読無し

8. 戸谷義治「労使慣行の成立とその改廃及び就業規則との関係」琉大法学 93 号 137 頁-147 頁、2015 年、査読無し

9. 戸谷義治「会社更生計画の効力と整理解雇の必要性～日本航空（運行乗務員整理解雇）事件控訴審～」季刊労働法 248 号 224 頁-225 頁、2015 年、査読無し

10. 戸谷義治「職種廃止を理由とする整理解雇の有効性判断～ロイズ・ジャパン事件～」琉大法学 92 号 73 頁-90 頁 2014、査読無し

11. 戸谷義治「公務員のした退職の意思表示の撤回と退職承認処分の有効性～豊富町事件～」季刊労働法 246 号 190 頁-199 頁、2014、査読無し

12. 道幸哲也・浅野高宏・國武英生・戸谷義治「判例回顧と展望2013・労働法」法律時報 86 巻 7 号 151 頁-188 頁、2014 年、査読無し

13. 戸谷義治「解雇が無効とされて復職した直後における年休権発生の有無～八千代交通（年休権）事件～」日本労働法学会誌 123 号 162 頁-172 頁、2014 年、査読無し

14. 戸谷義治「派遣労働者の契約期間途中解雇及び雇止めの効力～トルコ航空ほか1社事件～」法学セミナー増刊・速報判例解説 14 号 291 頁-294 頁、2014 年、査読無し

〔学会発表〕（計 4 件）

1. 戸谷義治「倒産企業の人員整理における労働法と倒産法」東アジア法哲学会第10回大会・中国法理学研究会2016年年次総会（中国・北京・中国政法大学）2016年11月4日

2. 鎌田耕一（司会）、山川隆一（司会）、水島郁子、木下潮音、成田史子、徳住堅治、戸谷義治、池田悠「企業変動における労使関係の法的課題」日本労働法学会第130回大会（宮城県仙台市・東北大学）2015年10月18日

3. 戸谷義治「日本の再建型企業倒産におけ

る利害調整と解雇の検討」第二屆就業与労働関係規制中日学術検討会（中国・北京・首都経済貿易大学）2015年3月22日

4. 戸谷義治「再建型倒産手続きにおける意思決定過程と労働者の位置づけ」東アジア法哲学会第9回大会（韓国・ソウル・韓国外国語大学法科大学院）2014年8月22日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

戸谷義治（TOYA, Yoshiharu）

琉球大学・法文学部・准教授

研究者番号：10643281